

保健所機能の充実に対する支援策を求める意見書

新型コロナウイルス感染症は、全国的かつ急速にまん延し、保健所や医療の体制がひっ迫、地域経済にも甚大な影響を及ぼしている。

特に保健所は「帰国者・接触者電話相談センター」をはじめとした新型コロナウイルス感染症対策業務を担い、感染者の行動調査や濃厚接触者の検査等の業務が激増している。しかし、1994年に全国で847か所設置されていた保健所は、現在469か所にまで減少しており、東京多摩地区においては420万人以上の人口に対し、保健所は7か所となっている。

町田市は独自に保健所を有しているが、その業務はいわゆる都道府県型保健所の業務に加え、市民全員を対象とする健康づくり政策、さらには基礎的自治体である市が担う範囲の医療政策等と多岐に渡っている。それに加え、このコロナ禍において過度な負担を強いられている。

今般の新型コロナウイルス感染症対策では保健所に電話が繋がらず、PCR検査に至るまでに時間を要し、その間に病状が悪化するという問題が全国で生じた。保健所の整備・機能の強化は、地方公共団体に委ねられているが、人口規模に見合った設置数は全国的に満たされていない。

新型コロナウイルス感染症の流行第二波、第三波が懸念される今、感染の疑いのある市民に対する相談・PCR等検査体制の拡充を早急に実施し、保健所職員の負担を十分に軽減させた上で、感染者の早期発見・隔離・治療を充実させるべきである。感染の広がりや医療崩壊は絶対に回避しなければならない。

よって、町田市議会は「人口規模等を十分に考慮した保健所機能の充実に向けた取り組みに対する支援を強化すること」を政府と東京都に対し要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。